

# 市役所窓口時間を延長します

【延長期間】 3月31日(金)～4月5日(水) (土・日曜日を除く) 17時15分～19時	
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■戸籍・住民票・印鑑登録などの届け出および証明書の発行</li> <li>■税務証明書(所得・課税証明)の発行</li> <li>■マイナンバーカードの申請・交付、マイナポイントの予約・申し込み</li> <li>■電子証明書の更新</li> </ul>
保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金資格の異動届け出</li> <li>■免除申請および学生納付特例申請</li> <li>■国民健康保険被保険者の資格得喪関係</li> <li>■後期高齢者医療保険被保険者の資格得喪関係</li> <li>■医療費助成の資格得喪関係</li> </ul>
子育て応援課 (市役所内に臨時窓口設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童手当および児童扶養手当の資格得喪関係</li> </ul>
介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護保険被保険者の資格得喪関係</li> </ul>

問合先 総務課 Tel.23-1234

## 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

### ■保険料の納め方は？

「年金引き去り(特別徴収)」と「納付書・口座振替によるお支払い(普通徴収)」の2つがあります。

令和5年度の1年間の保険料は、6月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

令和4年度中に後期高齢者医療制度に加入し、年金を受給している方の令和5年度の納め方は、加入した期間ごとに異なるため、4月以降にお送りする保険料の通知書でご確認ください。

#### ▶年金引き去り(特別徴収)の方

令和4年度中に年金引き去りで納めた方は、原則、令和5年2月と同額を4・6・8月に引き去ります。

#### ▶年金引き去り以外(普通徴収)の方

納付書または口座振替で納めてください。

#### \*納付書でお支払い中の方は口座振替に変更できます\*

納付には、安心して確実な口座振替をご利用ください。納期の末日に預金口座から引き去りになります。

お申し込みには「本人の後期高齢者医療被保険者証」「預金通帳」「お届け印」が必要です。

なお、口座振替の手続きをした時期により、振替の開始が令和5年度からとなる場合があります。その場合、令和4年度中の保険料は納付書で納めてください。

※自分の納め方が分からないなど、保険料について不明な点がある方は、保険医療課(市役所1階)6番窓口までお問い合わせください。

### ■保険料の納め忘れはありませんか

今まで年金引き去り(特別徴収)だった方でも、納付書によるお支払いに変更となっている場合があります。

今一度、お手元に未払いの納付書が残っていないかを確認し、納め忘れのないようご注意ください。

### ■新型コロナウイルス感染症にかかる減免制度について、申請漏れはありませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の減免を受けられる場合があります。

詳しくはP11をご確認ください。

申請期限：3月31日(金)

問合先 保険医療課 Tel.28-8018